

測量業務の発注基準

1 測量業務入札参加資格の申請資格……………「測量法による登録をしている測量業者」である者

2 測量法による登録の概要

営業の要件	測量法に定める測量を行う場合、測量業者の登録が必要（測量法第55条）
登録の機関	国土交通省
測量の範囲	土地の測量をいい、地図の調整及び測量用写真の撮影を含む（測量法第3条）
測量業	基本測量、公共測量、基本測量及び公共測量以外の測量を行う業者（測量法第10条の2） ① 基本測量とは、国土地理院が行うもの（測量法第4条） ② 公共測量とは、測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して実施するもの（測量法第5条） ③ 基本測量及び公共測量以外の測量とは、基本測量及び公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量（測量法第6条）
登録の要件	営業所ごとに測量士を1人以上置くこと（測量法第55条の13）
測量士の要件	① 文部科学大臣の認定した大学において測量に関する科目を修め、卒業後測量に関し1年以上の実務経験を有する者。 ② 文部科学大臣の認定した短期大学又は高等専門学校において測量に関する科目を修め、卒業後測量に関し5年以上の実務経験を有する者。 ③ 国土交通大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において1年以上測量士補となるのに必要な知識及び技能を修得した者で、測量に関し2年以上の実務経験を有する者。 ④ 測量士補で、国土交通大臣が指定する測量に関する専門の養成施設において国土交通大臣が指定する科目について高度の専門の知識及び技能を修得した者。 ⑤ 国土地理院の長が行う測量士試験に合格した者。

3 入札参加有資格業者の区分

- (1) 測量業務の入札参加有資格業者を、本店又は営業所の所在地により区分する。
 (2) 本店又は営業所の所在地は、入札参加資格審査申請書の営業所一覧表に記載された営業所をもって確認するものとする。

県内本店	県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として測量業務の入札参加資格を有する者
県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として測量業務の入札参加資格を有する者
県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の測量業務の入札参加資格を有している者

4 入札形態及び選定基準

- (1) 入札形態及び業者の選定基準は、設計金額に応じ下表のとおりとする。なお、入札においては、「最低制限価格制度」を併用する。

	入札形態	選定業者数	業務実績	技術者要件	選定対象業者
500万円以上	条件付一般競争入札	原則「15社」以上 「10社」以上	別途定める	原則複数技術者 (1名は測量士)	県内本店
100～500万円	指名競争入札		発注対象業務額以上		下表-1参照
100万円未満	指名競争入札		発注対象業務額以上		
下表-1 奈良土木事務所業務：(奈良・郡山・桜井管内業者) 郡山土木事務所業務：(郡山・奈良・高田管内業者) 高田土木事務所業務：(高田・郡山・五條管内業者) 桜井土木事務所業務：(桜井・奈良・宇陀管内業者) 宇陀土木事務所業務：(宇陀・桜井・吉野管内業者) 吉野土木事務所業務：(吉野・宇陀・五條管内業者) 五條土木事務所業務：(五條・高田・吉野管内業者)					
I 指名選定に際しては、以下の事項に留意すること。 (1) 業者選定の特例 ① 既に納められた成果品の精度が低い等、業務の適正な履行が確保できないと思慮される業者は、指名選定に当たって考慮すること。 ② 上記選定基準により難しい業務については、この限りでない（県内営業所及び県外業者を含めた選定をすること）。 (2) 指名の選定にあたっては、固定化及び偏りが生じないよう考慮すること。					
II 業務実績の取扱 業務実績は、年間平均実績額とする。ただし実績額とは、測量法第55条の五第1項の規定による登録を受けた後の実績を対象とする。					
III 技術者要件の取扱 「公共測量作業規定」に基づく業務であることを鑑み、複数の技術者（1名は測量士）の配置を要件とする。ただし、基準点測量を含まない業務等、比較的重要度の低い業務については、上記1による業者で選定して良いものとする。					
IV その他 上記の数値は、入札参加資格申請時に提出された添付書類による。					